

特定非営利活動法人 サポートハウス ほほえみ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 サポートハウス ほほえみ と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県甲賀市甲南町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、行政や企業等とのパートナーシップのもと、住み慣れた地域で障害の有無や年齢を問わず、地域の人々と共に介護事業や家事援助を行い、もって福祉の増進、社会教育、健全なまちづくり、地域の安全、子どもの健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 地域安全活動
- ⑤ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑥ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑦ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑧ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 高齢者及び障害者対象の生きがい及び生活支援事業
- ② 独居及び母子・父子家庭の家事援助事業
- ③ 介護保険に基づく事業
- ④ 幼児教育及び不登校児、障害者を含めた学童保育事業
- ⑤ ボランティアの養成及び教育活動支援事業
- ⑥ 障害者の自立支援事業
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)における社員とする。

- ① 正会員
この法人の趣旨に賛同して入会した個人又は団体

② 賛助会員

この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体

③ 特別会員

この法人の事業に賛同して、特別な事業協力及び推進に寄与する個人又は団体

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、次条により除名された場合の他、次の事由により資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき。
- ② 本人が死亡したとき。
- ③ 会員である団体が消滅したとき。
- ④ 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

- ① この定款又は規則に違反したとき。
- ② この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。
- ③ この法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員等

(役員の種類及び定款)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 10名以上 20名以内
- ② 監事 1名以上 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において正会員(団体にあつてはその代表者)の中から選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 第 1 号、及び第 2 号の規定における状況について理事に個別に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に総会での弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務執行に要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(顧問及び相談役)

第 19 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は理事長の要請により理事会に出席して意見を述べるることができる。

第 4 章 総 会

(総会の構成)

第 20 条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

3 総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更。ただし、軽微な変更は除く。
- ⑤ 事業報告及び収支決算の承認
- ⑥ 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- ⑦ 正会員および賛助会員の会費の額
- ⑧ 解散した場合の残余財産の処分
- ⑨ 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑩ その他理事会において重要であると認め付議された事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- ② 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
- ③ 第 14 条第 1 項第 4 号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも 7 日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会においては、正会員総数の 2 分の 1 以上(委任状を含む)の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 26 条 総会の議決事項は、第 23 条第 3 項の規定において、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会における書面表決等)

第 27 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項、第 36 条及び第 38 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任状がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 人が署名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において 5 年間備え置くものとする。

第 5 章 理事会

(理事会の構成及び権能)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - ① 事業計画及び収支予算の軽微な変更
 - ② 総会に付議すべき事項
 - ③ 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ④ 事務局の組織及び運営
 - ⑤ その他この法人の運営に関し必要な事項

(理事会の開催)

第 30 条 理事会は、理事長が必要と認めたときに、理事長が招集する。

- 2 理事現在数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、理事長は、10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 第 14 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、理事長は 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事長が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、少なくとも開催日の 7 日前までに、理事及び監事に対し、文書をもって通知しなければならない。但し、全役員の同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(理事会の議事)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事会においては、理事現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができ

ない。

- 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合のほか理事現在数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 5 前項の規定により表決した理事は、第 2 項及び次項の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。
- 6 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 日時及び場所
 - ② 理事現在数及び出席者数、出席者氏名(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の過程の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 7 議事録には、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人 2 人が署名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 寄付金品及び助成金
- ③ 会費
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 財産から生ずる収入
- ⑥ その他の収入

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、総会の議決を経て、理事長が管理する。

- 2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。
- 3 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(収支予算及び決算)

第 34 条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、通常総会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び収支予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行う。
- 3 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上、その事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。
- 4 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。
- 5 この法人の収支決算上、余剰金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款を変更するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(合併)

第 37 条 この法人は、総会において正会員総数の過半数の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(解散)

第 38 条 この法人は、法第 31 条第 1 項第 3 号から第 7 号の規定によるほか、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 3 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第 39 条 この法人が解散(合併及び破産の場合を除く。)のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の過半数をもって決した特定非営利活動法人または公益法人に寄付するものとする。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 40 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 職員は理事長が任免する。
- 4 理事は職員を兼務することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第 41 条 事務局は、事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 事務局は、毎事業年度初めの 3 ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。
 - ① 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書
 - ② 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)
 - ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
 - ④ 前事業年度において正会員であった 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)及び住所または居所を記載した書面

(閲覧)

第 42 条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当

な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第43条 この法人の公告は、事務所に掲示するほか、官報においてこれを行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、2004年6月30日までとする。

理事長	西村 光夫
副理事長	林 孝恒
副理事長	橋本 律子
理事	石川 勝子
理事	伊室 睦恵
理事	勝井 きぬゑ
理事	杉本 吉男
理事	寺崎 トミ子
理事	中邨 一美
理事	橋本 佳和
理事	林 貞子
理事	堀内 千代美
理事	森田 紀子
理事	森村 千花枝
理事	吉川 進治
監事	吉川 益生
監事	中川 和雄

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第34条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、設立日から2003年の3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| ① 正会員 | 年会費 | 1.000 円 |
| ② 賛助会員 | 年会費 一口 | 3.000 円 |

③ 特別会員 年会費 なし

附 則

この定款の改正は、所轄庁の認証を得た日から施行する。

2. 定款第8条 「総会において別に定める会費」は、次に掲げる額とする。

① 正会員	年会費	1,000円	(ただし、理事会員は3,000円とする。)
② 賛助会員	年会費	一口	3,000円
③ 特別会員	年会費		なし

(令和元年6月9日 第16回総会において議決)